

法令及び判例ニュース (n.º 5-07)

A.) 法令

1.- 中央銀行への外資登録(**Registro de Capital Estrangeiro no BACEN**)

2006年11月末日に発表された、法令第11.371、5°条により62年の外貨資本金法令(Lei n.º 4.131/62- Estatuto de Capital Estrangeiro)の一部が改正され、2005年12月31日時点では会社会計に国内貨幣で記録されている外貨資本金は2007年6月30日まで中央銀行へ国内貨幣(Moeda Nacional)で登録する義務を制定した。

2006年度末以降の未登録外貨資本金(Capital Estrangeiro Contaminado)は翌年末までに中央銀行へ外資登録をする。

2.- スト権の行使に係わる細則令

昨日23日、早朝、サンパウロ市民は地下鉄とバス会社の従業員ストによる交通渋滞等が発生し多くの混乱と迷惑をこうむった。

今回のストは、労使契約条件の改善を目的としたものではなく、諸労働組合の政治的スト行動であった。其の大要は下記の通りとなっている。

政府は行政機関の合理化を目的とした、連邦納税局(Secretaria da Receita Federal)とINSSの監査(Fiscalização)部門の統括案(Super Receita -lei 11.457/07)を国会へ提出していたが、国会は修正案を加え大統領の裁可(Sanção)へまわされた。

しかし、大統領は国会が追加修正した、個人会社とのサービス契約書をSuper Receita監査員の判断で無効とすることを禁止する条文を拒否した。

その結果、国会は、上記大統領の拒否を無効(Revogação de Veto)とする野党議員の運動により、政治的議論と駆引が進められている。

一方、法律学者、弁護士、工業連盟等は雇用関係の存在或は契約書の有効性の認定は憲法により裁判所の判事(Juiz)の権限であり、連邦納税局の一監査員の権限ではないとの主張に対し、労働組合のリーダー達は個人会社とのサービス契約書を有効と認めることは労働法を無視した偽装雇用関係を正当化する処置であり大統領の拒否は継続すべきとの意見を発表している。

以上の背景から、今回のストは国會議員の説得又は議員への圧力を目的とした政治的行動と多くの人が判断している。

従って、現時点で大統領の拒否継続か、或は国会が検討中の大統領拒否の無効採決が有効となるのか予想が難しい状況といえる。

現行憲法は 1988 年発布され約 20 年近い歳月が過ぎているが、憲法 9 条の地域社会に必要不可欠なサービス(Atividade essencial)或は業務に係わるスト権の行使についての細則法令が未だ発布されて無く、公務員、連邦警察官、中銀行員、教員、納税局員のスト等による市民への迷惑と悪影響は大きく、国会は出来るだけ早い時期に同条文の細則化を行ない、労働組合は一般市民へ迷惑を掛けない節度あるスト権の行使へ進展することを期待するが、実現にはまだまだ長い年月を要すると思われる。

B.) 判例

1.- リース契約書に基づく輸入と ICMS 課税

連邦高等裁判所(Tribunal Superior de Justiça)の第一組は 2001 年の憲法改正(EC 33/2001)による 155 条 2 項の”a “条文変更後もリース契約書に基づく航空機の輸入は ICMS の課税対象外との従来の判例を再確認した。

リース契約書に基づく飛行機の輸入は所有権の譲渡が発生しなく、一般輸入取引(商品売買契約書)と違い商品の流通がなく、ICMS の課税取引ではないと判断した。(Ag.EDcl. Resp n.º 851.386 – RDDT N.º 139/184)

上記判例はリース契約書に基づく大型機械等の輸入にも適用できると考えられる。

2.- 連邦納税局員のストと輸入品の通関処理

第二区連邦地方裁判所(Tribunal Regional Federal da 2ª Região)の第 7 班は連邦納税局員のストによる輸入品の通関業務ストップの際 GE 社が申請した、権利保障手続(Mandado de Segurança)に対し、輸入品の通関手続は国が保証すべく必要不可欠な業務であり、公務員のスト権行使により民間企業が損害をこおむるべきものでなく、国はスト中でも輸入品の通関手続を保証するようとの判決を下した。(Remes. Ex Oficio em MS n.º 2006.51.01.009759-4/RDDT n.º 139/227)

3.- PIS/COFINS の課税対象収入 – ICMS 相当金額

在クリチバ、連邦裁判所第一審、第二法廷の判事は売上金額に含む ICMS 相当額は PIS/COFINS の課税対象収入では無いとの判決を下した。

本件は現在最高裁判所(STF)で審議されており、多くの納税者が注目している内容である。(2ª V.JF. em Curitiba/RDDT n.º 139/212)

SP. 30-04-07

Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno&Oshikiri Advogados